登録申請者住所 又は主たる事務所の所在地 商号、名称 又は氏名 サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書 （略） 備考　登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。 （略） 別記様式第二号（第十六条関係） 年　月　日 都道府県知事 指定都市の長　殿 中核市の長 登録申請者住所又は主たる事務所の所在地 登録事業者の商号、名称又は氏名 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書 （略） 備考　登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。	登録申請者住所 又は主たる事務所の所在地 商号、名称 又は氏名　印 サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書 （略） 備考 １．登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。 ２．氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。 （略） 別記様式第二号（第十六条関係） 年　月　日 都道府県知事 指定都市の長　殿 中核市の長 登録申請者住所又は主たる事務所の所在地 登録事業者の商号、名称又は氏名　印 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書 （略） 備考 １．登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。 ２．氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

（国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律法施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律法施行規則（平成二十九年国土交通省・厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
別記様式（第三条関係） 通　知　書 年　月　日 保護の実施機関　殿 下記「代理納付された金品の返還に関する事項等」欄記載の内容をよく理解し、これらの事項に同意の上、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第21条第１項の規定に基づき、下記のとおり通知します。 登録事業者住所 又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 （略）	別記様式（第三条関係） 通　知　書 年　月　日 保護の実施機関　殿 下記「代理納付された金品の返還に関する事項等」欄記載の内容をよく理解し、これらの事項に同意の上、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第21条第１項の規定に基づき、下記のとおり通知します。 登録事業者住所 又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称　印 （略）